

福生市事業継続応援金

申請要項

<趣旨>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国、東京都又は福生市から各種支援や融資等を受けた市内に事業所・店舗等を有する中小企業者及び個人事業主に対し、事業継続を支援するため、1事業者当たり10万円の応援金を給付いたします。

<給付額>

1事業者につき一律10万円

※市内に複数の事業所・店舗を有する事業者への加算はありません。

<申請期間>

令和2年6月8日から令和3年1月31日まで（当日消印有効）

<対象要件>

次の全ての要件を満たす者

- (1) 福生市内に営業実態のある事業所・店舗等を有していること
- (2) 令和2年4月10日以前より創業しており、申請日時点で事業を継続する意思があること
- (3) 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ① 新型コロナウイルス感染症に関する国又は東京都等が行っている支援を受けた者（別表参照）
例：持続化給付金・東京都感染拡大防止協力金及び東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金等
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日以降、国、東京都又は福生市等から融資を受けた者（別表参照）
例：セーフティーネット保証4号・5号、危機対応融資等

<申請に必要な書類の入手方法>

福生市役所ホームページよりダウンロードしてください。

※ダウンロードが困難な場合には、もくせい会館窓口又は商工会窓口でも配布いたします。

<https://www.city.fussa.tokyo.jp> (福生市公式ホームページ)

<申請に必要な書類>

【対象要件(3)の①の場合】

(1)福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書(8ページから11ページに記入例があります)

(2)本人確認書類の写し

法人の場合:法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

個人の場合:運転免許証、パスポート、保険証等の書類

(3)通帳等(金融機関名、店名、口座名義、口座番号のわかる頁)の写し

(4)市内に4月10日までに創業し、各支援を受けている事業所・店舗等のあることが分かる書類の写し

例:各支援策申請書、確定申告書、開業届、登記簿謄本(法人の場合)等

(5)国または東京都が行っている支援を受けたことの分かる書類の写し

例:持続化給付金の給付決定通知

東京都感染拡大防止協力金の支給決定通知

東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金の支給決定通知

各給付金・協力金が振り込まれたことの分かる通帳の写し 等

【対象要件(3)の②の場合】

(1)福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書(8ページから11ページに記入例があります)

(2)本人確認書類の写し

法人の場合:法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等の書類

個人の場合:運転免許証、パスポート、保険証等の書類

(3)通帳等(金融機関名、店名、口座名義、口座番号のわかる頁)の写し

(4)市内に4月10日までに創業し、融資制度を受けている事業所・店舗等のあることが分かる書類の写し

例:各融資制度の認定書、登記簿謄本(法人の場合)、許認可書 等

(5)令和2年2月1日以降、融資制度を受けていることの分かる書類の写し

例:融資の決定による保証書

融資金が振り込まれたことの分かる通帳の写し 等

※(4)については、福生市に融資制度を申請している方は不要です。

<申請書類の提出方法>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「福生市事業継続応援金給付申請書兼誓約書」をダウンロードし、必要な書類を添付のうえ、次の住所に郵送にてご提出ください。

〒197-8501 東京都福生市本町 5 番地
福生市 生活環境部 シティセールス推進課 産業活性化グループ
※封筒の表に「応援金申請書類在中」と朱書きしてください。

また、福生市商工会にて、本応援金についての申請サポート(福生市事業者向けよろず支援相談)を実施しています。本応援金に関する提出書類の確認や手続き方法等でご不明な点がございましたらご活用ください。(開設期間:令和2年5月14日から令和2年7月31日まで)

相談料はかかりません!

福生市内事業者向け 専用ダイヤル

福生市事業者向けよろず支援相談
まずはお気軽にお問合せください(*フリーダイヤルではありません)

042-513-3222

期間:令和2年5月14日(※)~令和2年7月31日(金)まで(土・日・祝日を除きます)
時間:午前9時~午後5時まで

市内
中小企業

個人
事業主の
皆さま

新型コロナウイルス感染拡大の影響で
こんなお困りごとはありませんか?

- ・資金繰り
- ・業状悪化に伴う経営上の不安
- ・国や東京都の支援策への手続き方法など

<通知等>

申請書類受領後、本応援金の給付の可否を決定したときは、後日福生市事業継続応援金給付・不給付決定通知書を送付いたします。

<その他>

- ・本応援金の給付決定後、申請要件に該当しない事実又は不正等が発覚した場合は、本応援金の給付決定を取り消し、申請者には速やかに応援金を返還していただきます。
- ・本応援金は税務上、益金(個人事業者の場合は総収入金額)に算入されるため課税対象となります。

<問合せ先>

福生市 生活環境部シティセールス推進課産業活性化グループ
(電話)042-551-1699
(受付時間)午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)